

令和4年(ワ)第30955号 国家賠償請求事件

原告 相嶋 [REDACTED] 外2名

被告 国

証拠説明書 1 (甲C号証)

令和5年1月5日

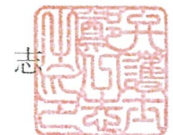
東京地方裁判所民事第30部合議2A係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 高田 剛



弁護士 鄭 一 志



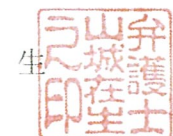
弁護士 河村 尚



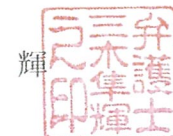
弁護士 我妻 崇 明



弁護士 山城 在 生



弁護士 三木 隼 輝



頭書事件につき、下記のとおり証拠の説明を致します。

なお、原告らが既に提出した訴状において定義した語句は、本書においても同一の意義を有するものとして用います。

記

号証	標目	原本 写し の別	作成年月 日	作成者	立証趣旨
甲C1	除籍謄本	原本	R3. 8. 18	■■■■■	亡相嶋の相続人は、同人の妻である原告■■■■■、子である原告■■■■■及び原告■■■■■の3名であり、その他に相続人はいないこと等。
甲C2	除籍謄本	原本	R3. 8. 18	■■■■■	同上。
甲C3	改製原戸籍	原本	R3. 8. 12	■■■■■	同上。
甲C4	除籍謄本	原本	R3. 8. 12	■■■■■	同上。
甲C5	戸籍謄本	原本	R3. 8. 12	■■■■■	同上。
甲C6	戸籍謄本	原本	R3. 8. 17	■■■■■	同上。
甲C7	戸籍謄本	原本	R3. 8. 12	■■■■■	同上。
甲C8	勾留状	写し	R2. 3. 13	東京地方 裁判所	令和2年3月12日、亡相嶋の勾留請求が為され、同月13日、東京地裁により勾留決定がされたこと等。
甲C9	起訴状	写し	R2. 3. 31	東京地方 検察庁検	令和2年3月31日、亡相嶋が起訴されたこと等。

				察官検事 ■■■■	
甲C10	勾留状	写し	R2.5.28	東京地方 裁判所	令和2年5月27日, 亡相嶋の2回目の勾留請求が為され, 同月28日, 東京地裁により勾留決定がされたこと等。
甲C11	追起訴状	写し	R2.6.15	東京地方 検察庁検 察官検事 ■■■■	令和2年6月15日, 亡相嶋が追起訴されたこと等。
甲C12 の1	申入書	写し	R2.10.1	弁護士河 村尚	令和2年9月25日, 亡相嶋は, 東京拘置所内で貧血の症状を発症し, 複数回にわたり輸血処置を受けるとともに, その際, 東京拘置所内の医師より, 黒色便が見られることから消化官出血が疑われると診断されたこと, 及び東京拘置所長に至急治療を行うよう申し入れる旨の内容証明郵便を送付したこと。
甲C12 の2	配達証明書	写し	R2.10.2	日本郵便 株式会社	甲C12の1の内容証明郵便が, 同月2日に東京拘置所所長に到達したこと。
甲C13 の1	申入書	写し	R2.10.6	弁護士河 村尚	令和2年10月1日, 東京拘置所の医師により内視鏡検査が実施された結果,

					幽門部付近に大きな潰瘍が発見されたこと、及び東京拘置所長に至急治療を行うよう申し入れる旨の内容証明郵便を送付したこと。
甲C13 の2	配達証明書	写し	R2.10.7	日本郵便株式会社	甲C13の1の内容証明郵便が、同月7日に東京拘置所所長に到達したこと。
甲C14 の1	申入書	写し	R2.10.8	弁護士河村尚	令和2年10月1日の病理検査の結果、当該潰瘍が悪性腫瘍であると診断されて、同月7日に亡相嶋に対してその旨が告知された、及び東京拘置所長に至急治療を行うよう申し入れる旨の内容証明郵便を送付したこと。
甲C14 の2	配達証明書	写し	同上	日本郵便株式会社	甲C14の1の内容証明郵便が、同月8日に東京拘置所所長に到達したこと。
甲C15 の1	申入書	写し	R2.10.19	弁護士河村尚	令和2年10月1日の病理検査の結果、当該潰瘍が悪性腫瘍であると診断されて、同月7日に亡相嶋に対してその旨が告知された、及び東京拘置所長に至急治療を行うよう申し入

					れる旨の内容証明郵便を送付したこと。
甲C15 の2	配達証明書	写し	R2.10.20	日本郵便 株式会社	甲C15の1の内容証明郵便が、同月20日に東京拘置所所長に到達したこと。
甲C16 の1	申入書	写し	R2.10.21	弁護士河 村尚	令和2年10月1日の病理検査の結果、当該潰瘍が悪性腫瘍であると診断されて、同月7日に亡相嶋に対してその旨が告知された、及び東京拘置所長に至急治療を行うよう申し入れる旨の内容証明郵便を送付したこと。
甲C16 の2	配達証明書	写し	R2.10.22	日本郵便 株式会社	甲C16の1の内容証明郵便が、同月22日に東京拘置所所長に到達したこと。
甲C17	勾留執行停止決定	写し	R2.10.9	東京地方 裁判所	令和2年10月9日、亡相嶋につき、東京地裁より勾留執行停止決定がなされたこと(令和2年10月16日午前8時から午後4時まで)等。
甲C18	勾留執行停止決定	写し	R2.10.28	東京地方 裁判所	令和2年10月28日、亡相嶋につき、東京地裁より勾留執行停止決定がなされたこと(令和2年同年1

					1月5日から同月20日まで)等。
甲C19	勾留執行停止決定	写し	R2.11.16	東京地方裁判所	亡相嶋の勾留執行停止期間が延長されたこと等。
甲C20	勾留執行停止決定	写し	R2.12.9	東京地方裁判所	同上。
甲C21	公訴取消申立書	写し	R3.7.30	検察官 [REDACTED]	検察官 [REDACTED] より、立証困難を理由とする公訴取消が申し立てられたこと等。
甲C22	「不正輸出で起訴取り消し 東京地検『捜査に反省点』と題する記事	写し	R3.7.31	株式会社 日本経済新聞社	東京地検公判部が報道機関に対して発表した、公訴取消しの理由等。
甲C23	「無許可輸出で立件も地検が起訴取り消し 勾留10カ月超」と題する記事	写し	R3.7.31	株式会社 朝日新聞社	同上。
甲C24	公訴棄却決定	写し	R3.8.2	東京地方裁判所刑事第13部裁判長 裁判官平	本件各事件につき公訴棄却決定がなされたこと等。

				出喜一ほ か2名	
--	--	--	--	-------------	--

以上